

子どもと人権

—子どもたちの尊厳を守るために—

〈子どもの権利条約〉

1989 (平成元) 年11月、国連で「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) が全会一致で採択されました。

この条約は、地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるようにとの願いを込めて、約10年にわたる話し合いを経てつくられました。

現在、世界中で193の国・地域(2011 (平成23) 年10月現在) が条約を批准し、日本も1994 (平成6) 年に批准しています。

この条約では、子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じ独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としてみなしており、文化や法律制度などの違いを越えた、全ての国・地域に受け入れられる普遍的な内容となっています。

また、国連ではこの条約を強化・補完するものとして、2000 (平成12) 年に「武力紛争における児童の関与」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ」に関する選択議定書を採用し、日本も批准しています。

「子どもの権利条約」が定めている権利

① 生きる権利

病気・ケガの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保障され、健康に生活できる権利。

② 育つ権利

教育、福祉などの側面から、子ども達の健やかな成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利。

③ 守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。

また、障害のある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利。

④ 参加する権利

子ども達自身の意向を尊重した、意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利。

(出典：(公財) 人権教育啓発推進センター「人権ポケットブック⑨子どもと人権」)

11月21日(木)の第5回人権セミナーでは、光徳子供学園施設長土本松夫さんと倉吉スマイル施設長田村 崇さんから、児童養護施設や自立援助ホームについて話していただきます。

たくさんの方の皆さんの参加をお待ちしています。

大山町みんなの人権セミナー (後期)

スタンプラリー実施中!

日 時	場 所	内 容
6 11月21日(木) 19:00~	人権交流センター	<p>「児童養護施設・自立援助ホームの紹介と実情」(仮題)</p> <p>講師 土本松夫さん (光徳子供学園園長) 講師 田村 崇さん (倉吉スマイル施設長)</p> <p>☆講演内容 児童養護施設(光徳子供学園)及び自立援助ホーム(倉吉スマイル)の紹介及び実情、両施設のつながりについて土本園長、田村施設長にご講演いただきます。</p>

- ① 託児(対象は小学校入学までのお子さん)を希望される場合は、**開催日の4日前まで**にお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進課に申し込んでください。
- ② 手話通訳を希望される場合は、**開催日の14日前まで**に人権推進課に申し込んでください。
- ③ この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。

申込み先 大山町人権推進課(人権交流センター内)
☎0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413

【主催】大山町、大山町教育委員会、大山町人権・同和教育推進協議会